

一般社団法人日本壁装協会 委員会規則

制定 2019 年 9 月 27 日

第 1 章 総 則

(本規則の目的)

第 1 条 本規則は、一般社団法人 日本壁装協会（以下「本会」という。）が設置する委員会その他の組織について、その種類、運営その他の事項に関して定める。

(委員会の種類)

第 2 条 本会が設置する委員会の種類は、通常委員会及び特別専門委員会とする。

2 前項にかかわらず、本会は、必要があるときは、設置期限を定めた臨時委員会及び設置期限を定めたその他の組織（以下これらを合わせて「臨時委員会等」という。）を設置することができる。

(委員会等の設置等)

第 3 条 通常委員会、特別専門委員会及び臨時委員会等（以下これらを合わせて「委員会等」という。）の設置、改変及び廃止は、本規則に定める他理事会の決議により行う。

(委員会等の任務、所掌事務及び組織)

第 4 条 委員会等の任務、所掌事務及び組織の内容その他の事項については、本規則に定める他、理事会の決議及び委員会等が制定した規程により定めることができる。

(委員会等の規程の制定及び改廃)

第 5 条 委員会等が当該委員会の規程の制定、改変及び廃止を行う場合には、理事会の承認を要するものとする。

(構成)

第 6 条 委員会等に、委員長 1 名を置き、副委員長若干名を置くことができる。

2 委員会等の委員長及び副委員長は、当該委員会等の委員としての地位を有し、前項の委員の人数、第 15 条、第 17 条及び第 18 条の決議の出席数及び議決数においてその数を算入するものとする。

(選解任)

第 7 条 委員会等の委員長は、理事会の決議により、原則として理事の中から選任し及び解任することができる。但し、理事会は、必要があると認めた場合は、委員会の委員長に理事以外の者を選任することができる。

- 2 委員会等の副委員長は、委員の互選により選任することができる。
- 3 委員会等の委員は、理事会の決議により選任し及び解任することができる。
- 4 委員会等の委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、理事会の決議又は委員会等が制定した規程で特別の定めをした場合には当該定めによるものとする。なお、前記任期途中で新たに選任された者については、所属する委員会の他の委員の任期と同じとする。
- 5 委員会等の委員長、副委員長及び委員の任期中に事故その他職務を遂行することができない事情がある場合には、委員長は理事会に、副委員長及び委員は当該委員会等に、それぞれ届け出て辞任することができる。

(職務)

第 8 条 委員長は、当該委員会等の会務を総理し、当該委員会等を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が指示した職務を遂行する。
- 3 事故その他職務を遂行することができない事情により、委員長が職務を遂行できない場合は副委員長（副委員長が複数名置かれている場合には、副委員長の内職務を遂行できない副委員長を除く副委員長の互選により選任された者）が理事会により新たな委員長が選任されるまでの間その職務を代行し、委員長を代行する副委員長がいない場合又は委員長を代行する副委員長も職務を代行できない場合は職務を遂行できない委員長及び副委員長を除く委員の互選により選定された委員が委員長の職務を代行する。

(運営)

第 9 条 委員会等は、当該委員会等の委員長が招集する。

- 2 委員会等の議長は、当該委員会等の委員長とする。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、代理人を出席させることはできない。
- 4 専務理事、常務理事及び監事は、委員会等の委員でなくとも、必要があると認めた場合は、オブザーバーとして委員会等に出席し、発言することができる。
- 5 事務局の職員は、事前に当該委員会等の委員長の承認を得て、当該委員会等に出席することができる。
- 6 事務局の職員は、出席した委員会等の委員長の承認を得て、当該委員会等において発言することができる。
- 7 委員長は、委員、専務理事、常務理事、監事又は事務局の職員でない者であっても、当該委員会等に出席し及び発言することを認めることができる。
- 8 委員は、委員会等に資料を提出する場合には、当該委員会等の開催日の 3 日前まで（但し、事務局の通常の出勤日のみで数えるものとする。）に事務局に当該資料を提出しなければならない。

(議事録)

第 10 条 委員会等の議事については、書面又は電磁的記録により議事録を作成しなければならない。

2 決議に反対した委員の意見についてはその要旨を議事録に記載しなければならない、委員以外の専務理事、常務理事、監事、事務局の職員及び委員長の承認を得て委員会等に出席した者の発言については委員長が必要と認める場合には議事録に記載することができる。

3 議事録は、当該委員会等の承認を得て完成するものとする。なお、承認の手続については、第15条2項の定めを準用する。

4 委員長は、委員会等の開催後に、理事会に対し、議事録（議事の内容及び議決の結果を報告するための参考書類を含む。以下同じ。）を提出し、議事の内容及び議決の結果を報告する。

5 委員会等の議事録は、事務局が保管し、当該委員会等の同意を得ない限り公開しないものとする。

6 前項にかかわらず、理事会は、委員会等が理事会に提出した議事録及び報告内容（以下これらを合わせて「議事録等」という。）について、当該委員会等の同意を得た上で公表することができる。但し、緊急の場合には、当該委員会等の同意を得ずに、公表することができる。この場合、理事会は、公表後速やかに当該委員会等に議事録等を公表した旨を報告する。

（守秘義務）

第11条 委員会等の委員及び委員以外の者であっても委員会等に出席した者は、事前の理事会の承認を得ずに、委員会において知り得た一切の情報を第三者に開示し及び漏洩してはならない。

（分科会等の設置）

第12条 委員会等は、担当する任務を遂行するために、理事会の承認を得た上で、分科会その他の下部組織（以下「分科会等」という。）を設置することができる。

2 分科会等の任務、所掌事務及び組織の内容その他の事項については、委員会等の決議により定める。但し、委員会等の決議により定められなかった事項については、第4条から前条まで及び第15条の定めを準用する。この場合において、第4条、第5条、第7条1項、3項から5項まで、第8条3項並びに第10条4項中「理事会」とあるのは「分科会等を設置した委員会」と、第4条、第5条、第6条各項、第7条各項、第8条1項、第9条1項、2項及び4項から8項まで、第10条各項、第11条並びに第15条中「委員会」、「通常委員会」及び「委員会等」とあるのは「分科会等」と、第6条1項及び2項、第7条1項及び2項、4項及び5項、第8条各項、第9条1項から3項まで及び5項から7項まで、第10条2項から4項まで並びに第15条2項及び3項中「委員長」とあるのは「主査」と、第6条1項及び2項、第7条2項、4項及び5項、第8条2項及び3項並びに第9条3項中「副委員長」とあるのは「副主査」と、第6条2項、第7条2項から5項まで、第8条3項、第9条3項及び4項、7項及び8項、第10条2項及び3項、第11条並びに第15条中「委員」とあるのは「分科会委員」と読み替えるものとする。

（事務局）

第13条 事務局の職員は、担当する委員会等の委員長の指示に従い、当該委員会等の事務処理を行う。

第2章 通常委員会

(通常委員会)

第14条 本会に、次の各号の事務を掌握する通常委員会を設置する。

(1) 技術委員会

壁紙及び壁紙施工資材の仕様・性能及び製造技術に関する調査・研究

(2) 施工管理委員会

壁紙の施工に関する調査・研究・指導・普及

(3) リサイクル委員会

壁紙の廃棄物処理等のリサイクルに関する調査・研究

(4) 広報普及委員会

本会内外に対する壁紙及び本会の事業の広報・普及

(5) 流通委員会

壁紙の流通に関する調査・研究

(決議)

第15条 通常委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数の賛成により行う。

2 前項にかかわらず、通常委員会の委員は、委員長の承認を得て、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。

第3章 特別専門委員会

(特別専門委員会)

第16条 本会に、次の各号の事務を掌握する特別専門委員会を設置する。

(1) 壁紙品質情報管理システム運営委員会

壁紙品質情報管理システムの運用・管理並びに壁紙及び壁紙施工に関する国土交通省の防火材料認定の取得及び取得した認定の運用・管理

(決議)

第17条 特別専門委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の3分の2以上の賛成により行う。

2 第15条2項及び3項の定めは、特別専門委員会の決議について準用する。この場合、「通常委員会」とあるのは「特別専門委員会」と読み替えるものとする。

第4章 臨時委員会等

(決議)

第18条 臨時委員会等の決議の方法については、臨時委員会等を設置するときに理事会の決議により定める。但し、理事会の決議により定められなかった事項については、第15条の定めを準用する。この場合、「通常委員会」とあるのは「臨時委員会等」と読み替えるものとする。

第5章 その他

(制定改廃)

第19条

本規則の制定、改廃は、理事会の決議により行う。

(その他の事項)

第20条

本規則に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

附 則

(施行期日)

第1条 本規則は、2019年9月27日から施行する。

(特別専門委員会運営要綱及び一般社団法人日本壁装協会委員会運営要綱の廃止)

第2条 特別専門委員会運営要綱及び一般社団法人日本壁装協会委員会運営要綱は、廃止する。